

訪問看護サービス重要事項説明書

介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

岐阜県指定(2162790071)

当事業所は、介護保険法に基づく訪問看護事業を行うものとして指定を受けています。当事業所の概要や、提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを記載したものです。

1. 訪問看護サービスの目的

特定医療法人生仁会 須田病院訪問看護ステーション（以下「事業者」という）は、介護保険法の趣旨に基づき、利用者（以下「ご利用者」という）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- 事業者は要支援又は要介護状態にあるご利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、当該ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、精神・身体の特徴をふまえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援を行います。
- 訪問看護・介護予防訪問看護の実施にあたっては、ご利用者が関係する市町村や事業所、及び地域の保健・医療・福祉サービス等、綿密な連携を図り、ご利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは介護状態となることの予防のために適切なサービスの提供に努めます。

3. 当法人の概要

名称・法人種別	特定医療法人生仁会
代表者名	理事長 加藤 秀明
所在地・連絡先	岐阜県高山市国府町村山235番地5 TEL：0577-72-2100
業務の概要	精神科病院・デイケアセンター（精神）・福祉ホーム 自立訓練（生活訓練）施設・地域活動支援センター 居宅介護支援事業所・介護老人保健施設・訪問看護 訪問介護・グループホーム

4. 事業所の概要

事業所名	須田病院訪問看護ステーション
所在地・連絡先	岐阜県高山市国府町村山235番地5 TEL：0577-72-4627
管理者名	松葉 久子
サービス提供地域	旧高山市：全域 国府町：全域 飛騨市：古川町・神岡町 その他の地域の方は相談の上検討させていただきます

5. 職員の体制

職種	区分		常勤換算後の人数
	常勤	非常勤	
管理者	1	0	0.1
看護師 (内1名管理者と兼務)			2.5以上

6. 営業日及び時間

- 営業日 月曜日から土曜日まで
ただし、日曜日・祝祭日と12月30日から1月3日までを除く
 - 営業時間 月曜日～金曜日 8時15分～17時15分まで
土曜日 8時15分～12時15分まで
 - サービス提供時間 8時15分～17時15分まで
- ※居宅サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

7. 主となるサービス内容

- 日常生活の支援
 - ・食生活・活動・整容などの現状把握や、衣食住が整うための具体的な支援
 - ・日常生活が維持・向上できるための支援

- 精神症状の悪化を防ぐ
 - ・精神症状の把握、症状安定・改善のための援助
 - ・服薬、通院継続のため援助
 - ・緊急時の対応、処置
 - ・家族を含めた、認知症に対する援助
- 身体症状の発症や進行を防ぐ
 - ・身体症状の把握や、生活習慣に関する助言・指導
 - ・医療処置や点滴など輸液管理（主治医の指示がある場合のみ）
 - ・機能訓練などのリハビリテーション
 - ・終末期医療、死去後家族に対するグリーフケア
 - ・家族の健康に関する支援
- 対人関係に関する支援
 - ・他者との関係性に関する援助
 - ・コミュニケーション能力の維持・向上のための援助
 - ・家族との関係性に関する援助
- 社会資源の活用支援
 - ・地域で利用できるサービスや福祉制度の利用に関する情報提供および、利用のための援助
- 多職種との連携
 - ・主治医や施設内外の関係職種との連携
 - ・行政、地域との連携

8. 解約権

事業者は、ご利用者が著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、訪問看護サービスの利用目的を達することが不可能になった時、契約を解除することができます。

9. 契約の開始及び終了

開始は、契約を結んだ日を基準とし、サービスを開始します。

終了は、次の項目に該当した場合に終了します。

- ①ご利用者の要介護認定区分が自立と判断された場合
- ②ご利用者及びご家族から契約解除の意思表示がなされた場合
(主治医の指示により訪問看護が継続する場合があります)
- ③事業者から契約解除の意志表示がなされた場合
- ④ご利用者が医療機関に入院または介護保険施設等に入所された場合
- ⑤ご利用者が死亡した場合

10. 利用料金

①基本料金・加算

②利用者負担金

ご利用者負担は原則1割または2割または3割です。

③交通費（詳細は別紙を参照してください）

11. 支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、事業者が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。原則、口座振替によるお支払いとなります。請求・領収書は郵送いたします。

12. キャンセル

キャンセル料をいただく場合は、下記に基づくものとします。

・サービス利用日の8時15分までにご連絡をいただいた場合	無料
・サービス利用日当日にご連絡がなく、訪問したがご不在だった場合	当日利用料の100%

ただし、病状の急変などでやむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。

※キャンセル時の連絡先 → 須田病院訪問看護ステーション

0577-72-4627

13. 緊急時・事故発生時の対応方法

営業日及び営業時間外においても、電話または必要に応じては訪問看護・介護予防訪問看護サービスを行います。

訪問看護・介護予防訪問看護実施中にご利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時には必要に応じて手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。医師の指示及び訪問看護サービスの内容により、必要に応じて複数名の同行による訪問看護・介護予防訪問看護を行います。

14. 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

15. 感染症対策の強化

事業者は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね6月に1回以上の委員会開催された結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的実施します。

16. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

17. 契約外事項

本契約に定めない事項については、介護保険法その他の諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者及びご家族と事業者の協議により定めます。

18. 苦情の受付について

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で受け付けております。
ご利用者及びそのご家族等の要望にお応えできるよう迅速に対応致します。

●当事業所の責任者は 松葉 久子 です。

相談窓口	受付場所	受付時間	TEL
須田病院 訪問看護ステーション	高山市国府町村山235-5	8:15～17:15	TEL : 0577-72-4627
須田病院	高山市国府町村山235-5	8:15～17:15	TEL : 0577-72-2100

※上記の他 介護支援専門員（担当ケアマネ）事業所

行政機関その他苦情受付機関

相談窓口	受付場所	受付時間	TEL
高山市役所 高年介護課	高山市花岡町2-18	8:15～17:30	TEL : 0577-35-3178
高山市地域包括支援 センター	高山市花岡町2-18	8:15～17:30	TEL : 0577-35-2940
飛騨市役所 市民福祉部 地域包括ケア課	飛騨市古川町若宮2-1-60	8:15～17:30	TEL : 0577-73-6233
飛騨市地域包括支援 センター	飛騨市古川町若宮2-1-60	8:15～17:30	TEL : 0577-73-6233
岐阜県国民健康保険 団体連合会	岐阜市藪田南5-14-2 シクタンク庁舎介護保険課	8:30～17:00	TEL : 0582-75-9820

19. 損害賠償について

事業者（又はご利用者）は、サービス提供にあたってご利用者（又はサービス従業者）の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償（又は請求）します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

20. 高齢者虐待防止に関する事項

- 事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- 事業者は、サービス提供中に当該サービス従業者又はご家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

21. 身体拘束等の適正化に関する事項

事業者は、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

22. 業務継続計画の策定等について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ②事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

23. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す等、は刑法処罰の対象になる場合があります）

24. 身分証の携行

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご家族から、その提示を求められた際には、身分証を提示します。

25. その他

1. 職員がお茶、お菓子、お礼や品物等を受け取ることは、事業所として禁止していません。
2. 貴重品、金銭の管理はご利用者、ご家族で行って下さい。職員が出入りする場所や時間帯に置くことは避けて下さい。
3. 大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、業務中の受傷となり、賠償責任等について関係機関から連絡をさせていただく場合があります。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、前記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	岐阜県高山市国府町村山235番地5
	事業者名	須田病院訪問看護ステーション
	管理者名	松葉 久子
	電話番号	0577-72-4627

説明者氏名 _____

私は、事業者より前記の重要事項について説明を受け、同意します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () - _____

携 帯 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電話番号 () - _____

携 帯 _____